

食品表示部会	健康・栄養強調表示の使用に関するガイドライン案	ステップ8	食品の表示及び広告（所管当局によって規定されている場合）における健康強調表示（食品や食品構成要素と健康との関係について明示・暗示・含意する強調表示）と栄養強調表示（食品が特定の栄養特性を持っていると明示・暗示・含意するすべての強調表示）に関するガイドライン。	健康強調表示についての科学的根拠を栄養・特殊用途食品部会が検討中であるので採択すべきではないとのマレーシアからの主張、及び、疾病の予防・治療等に関する表示は強調表示の一般ガイドラインで禁じられているとの南アフリカからの主張もあったが、現行案が支持され採択された。ただし、現在検討中の健康強調表示の科学的根拠に関する基準に関するガイドラインについて、食品表示部会は、その策定後に見直すことができるとされた。
	有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドライン修正案－付属書2（使用可能な資材）の改訂案：表1（肥料・土壌改良資材）及び表2（農薬・防除薬剤）	ステップ8	肥料・土壌改良資材として塩化カルシウム溶液、農薬・防除薬剤として蜜ろう、殺鼠剤等を追加するもの。	インドとチュニジアの提案により2カ所が訂正され採択された。また、資材の追加や削除に関する提案も両国から出されたが、食品表示部会で検討すべきであるとされた
	急速冷凍されたフライ用衣つきフィッシュスティック、フィッシュポーション及びフィッシュフィレ規格修正案（表示セクション）	ステップ8	魚類・水産製品部会から付託された本規格の表示に関する章について、食品表示部会において、フィッシュ・コア（衣を剥がした中身重量）測定法について検討され、疑義発生時の裁定用方式としてフィッシュ・コンテンツ（純粋な魚肉割合）とすることが合意されたもの。	南アフリカから魚種毎の窒素換算係数が明らかでないため魚肉割合決定の方法について疑義が出され、タイからは国際貿易において重要な魚種を含めるため、表2（窒素係数）を修正すべきだという提案が出されたため、総会は修正案を採択し、魚肉割合決定方法と表2について更に検討することとされた。

	原産国表示に関する検討	作業継続の是非について総会の意見を求める	「包装食品表示に関する一般規格」の原産地表示に関する規定の改定作業を行うか否かについて議論するもの。	「包装食品表示に関する一般規格」の原産国表示を規定しているパラグラフに対し、現行規定で充分か否か、何が問題であるかについて意見を求めることとし、その各国コメントをもとに次回食品表示部会において検討することとした。
	有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドラインの改訂	新規作業	ガイドライン策定後、5年が経過し、現状とそぐわない部分も出てきたことから、全体的な見直しを行うもの。	本ガイドライン案については、最終の改訂が 2003 年であること、また、部会の作業量も考慮し、次回総会まで承認を保留することとなった。
分析・サンプリング法部会	サンプリングに関する一般ガイドライン案	ステップ 8	コーデックス委員会の各部会や加盟国政府が適切なサンプリングプランを選択できることを目的とするもの。	編集上の修正を行い採択された。
	測定の不確かさに関するガイドライン案	”	分析値の信頼性の指標となる分析の不確かさを推定する方法を示すとともに、要求に応じて報告することを勧告するもの。	現行案のとおり、採択された。 ニュージーランドから、測定の不確かさに関する情報がどのように使用されるのか不明であり、誤用や誤解により貿易障壁をもたらす可能性があること、及び、関連するコーデックス文書について検討すべきであるとの指摘があり、総会は、測定の不確かさに関する事項及び分析結果の使用については分析・サンプリング法部会で更に検討し、その結果として本ガイドラインの改訂の可能性もあることとした。

	食品添加物と汚染物質の分析法	"	分析・サンプリング法部会で検討されていたコーデックス規格に含まれる分析法条項の採択。	サッカリンの測定法を除き、提案された分析法は採択された。 飲料中のサッカリン測定方法の採択については、サッカリンの規定がまとめられた際に検討することとされた。
	オリーブ油とオリーブのしぼりかす油の規格に包含する分析法	"	"	特段の意見もなく採択された。
	名前の付いた植物油の規格に包含する分析法（分析法の修正）	"	"	特段の意見もなく採択された。
	承認できる分析法の評価ガイドライン素案	ステップ5	分析法を選定する際の具体的な指針として、コーデックス委員会の手続マニュアルにおける規定に加えて、数値を含め、より具体的な基準を示すもの。	現行案どおり採択された。適用範囲（SCOP）等の修正を要請したブラジルからのコメントについては、次回分析・サンプリング法部会で検討することとした。
残留農薬部会	農薬の最大残留基準値案及び改訂案	ステップ8	JMPR での評価に基づき第 36 回残留農薬部会（本年 4 月開催）で了承した農薬残留基準案で、採択に付されるもの。	カルバリル及びフェナミンホスに関する記載の誤植を訂正した上で、現行案を採択した。
	農薬の最大残留基準値素案及び改訂素案	ステップ5/8	JMPR での評価に基づき第 36 回残留農薬部会で了承した農薬残留基準案で、軽微な改訂や、部会において反対がないため迅速措置により採択に付されるもの。	
	農薬の最大残留基準値素案	ステップ5	JMPR での評価に基づき第 36 回残留農薬部会で審議した残留基準（MRL）案。	現行案通り採択された。
	コーデックス最大残留基準値	基準値の失効	JMPR での評価に基づき第 36 回残留農薬部会で審議し、合意された残留基準の失効案。	現行案通り採択された。

	農薬の優先リスト（新規追加及び定期的見直し）	新規作業	JMPR 及び残留農薬部会で今後検討される農薬リストについて、総会での承認を求めるもの。	特段の議論なく、新規作業として承認された。
	食品及び動物用飼料のコーデックス分類（1993）の限定的改訂	〃	現在の分類に対する①新たな作物の追加提案②作物群の変更提案③その他の修正提案（同義語、学名、新コード、個別食品のグループ変更）など限定的な改訂を行うもの。	特段の議論なく、新規作業として承認された。
	リスク分析関連事項	報告	急性曝露評価等に関する記述の一般化、曝露評価に関する残留農薬部会と JMPR の役割の明確化及びリスク管理方針の追加など部会での議論を踏まえ、次回部会でリスク分析方針案の改訂を行うこと（ステップ3）としていることについての報告。	リスク分析のガイドラインの必要性についての本部会の決定が確認された。
食品輸出入検査・認証システム部会	食品の緊急事態における情報交換のための原則及びガイドライン素案	ステップ5/8	食品由来の危害に係る緊急事態が発生した場合における政府間の適切な情報交換を行うためのガイドライン。	現行案を微修正の上、採択された。
	食品検査証明に関連する衛生措置の同等性の判断に関するガイドラインの付属書素案	新規作業	SPS 協定上の同等性の判断についての手続きに関するガイドラインである「食品検査証明に関連する衛生措置の同等性の判断に関するガイドライン」については第26回総会（昨年6月開催）において採択されたが、その際に当該ガイドラインに対する問題点が指摘されたことから、付属書素案を作成することとなったもの。	特段の議論なく、新規作業として承認された。
	電子証明書に関する原則案	〃	食品の検疫に係る電子証明書の作成、発行、受領のメカニズムに関する原則を作成しようとするもの。	特段の議論なく、新規作業として承認された。

	輸入食品に関するリスクに基づく検査の原則に関するガイドライン素案	〃	輸入国の公衆衛生・食品安全規制との適合性を確認するためのリスクに基づく検査・国境でのチェックの実施に関するガイドラインを策定しようとするもの。	特段の議論なく、新規作業として承認された。
	食品検査証明制度に係る技術的規制の同等性判断に関するガイドライン素案	作業中止	第 12 回食品輸出入検査・認証システム部会（昨年 12 月開催）において、食品輸出入検査・認証システム部会の付託事項には TBT 協定の強制規格の同等性は含まれない等の疑義が提出され、作業中止が合意されたもの。	特段の議論なく、作業中止が承認された。
	リスク分析	報告	第 12 回食品輸出入検査・認証システム部会において、食品輸出入検査・認証システム部会の一般文書の作成に、リスク分析の概念が取り入れられていることから、さらなるガイドラインの策定は不要であると合意されたことについての報告。	部会での合意が支持された。
	第 26 回総会からの要請	報告	第 26 回総会からの要請により、本部会において「食品検査証明に関連する衛生措置の同等性の判断に関するガイドライン」の付属書素案についての作業を進めることで合意したことについての報告。	付属書素案についての新たな作業に関して報告された。
栄養・特殊用途食品	ビタミン及びミネラル補助食品のガイドライン案	ステップ 5	第 25 回栄養・特殊用途食品部会（昨年 11 月開催）において、本ガイドライン案の対象として、ビタミン・ミネラル以外の原材料を含む栄養補助食品も対象に含むこと及びビタミン・ミネラルの下限値について、NRV の 15% と 33% とで議論が割れたが、「含む旨」の強調表示の含有条件と整合性をとったもの。	技術的課題については栄養・特殊用途食品部会においてさらに検討することとし、現行案どおり採択された。

部会	乳児用調製粉乳の改正规格案	"	第 25 回栄養・特殊用途食品部会において、本改正案については、(A) 健常児を対象とする製品に関するもの、(B) 栄養成分に特別な考慮が必要な乳児を対象とする製品に関するもの及び (C) それらに共通する部分を設けることとされ、本件はそのうちの (A) 健常児対象製品の規格式案。	現行案通り採択するとともに、乳幼児の栄養に関する WHO 総会決議等を踏まえて、栄養・特殊用途食品部会においてさらに検討することとなった。
	乳児及び年少幼児の穀物を主原料とする食品の改正规格案	"	4～6 ヶ月の乳児から年少幼児 (1～3 歳) を対象とした穀類を主原料とした加工食品の栄養成分等に関する規格式案。 第 25 回栄養・特殊用途食品部会において、ナトリウムの含有基準値が高いとの議論、ビタミン B1 の最小値の必要性については、括弧付きで継続検討。離乳食の適切な導入期を誤解させる写真、文章の掲載については、強調表示一般規則に従うこととされたもの。なお、その適用については、次回の栄養・特殊用途食品部会で検討予定。	現行案どおり採択するとともに、栄養・特殊用途食品部会においてさらに検討することとなった。
乳・乳製品部会	濃縮脱脂練乳と植物性油脂の混合品に関する規格式案	ステップ 5	アジアで広く流通している乳成分を非乳成分で代替した乳製品 (i) 植物性脂肪を含む濃縮脱脂乳、(ii) 植物性脂肪を含む脱脂粉乳、(iii) 植物性脂肪を含む加糖脱脂練乳) についての規格式案。	各国から適用範囲、構成内容、表示について意見が出されたが、総会は部会へコメントを提出することを要請し、採択された。
	脱脂粉乳と植物性油脂の粉末状混合品に関する規格式案	"	"	"
	加糖脱脂練乳と植物性脂肪の混合品に関する規格式案	"	"	"

	チェダーチーズ (C-1) の規格案	"	チェダー、ダンボ、エダム、ゴータ、ハヴァーチー、サムソー、エメンタル、ティルジター、サンポーラン、プロボロン、カッテージ、クロミエ、クリーム、カマンベール、ブリーについての既存のチーズ規格の見直しを行っているもの。	スイスから、食品添加物として pimaricin が使用されていることで態度を留保したが、部会で検討することとして採択された。
	ダンボチーズ (C-3) の規格案	"	"	"
	ホエイチーズの規格案	"	ホエイチーズ規格の詳細事項の修正。	"
	パルメザンチーズの新規格のための提案	指針提供の依頼	第5回乳・乳製品部会（2002年4月開催）においてドイツから新規作業案件として提案があったパルメザンチーズの規格策定に関連し、コーデックス規格と地理的表示等との関係について議論するもの。	ECをはじめとする規格化に反対する国々と、米国をはじめとする規格化に賛成する国々で意見が対立し、総会は、新規格の策定について、決定を延期し、来年の総会で決定することとした。
	時間範囲内の意志決定	助言	毎年開催される部会に対し、2年毎の部会と同じように、規格案の策定において、見直しのステイタスの5年間を等しく適用するか否かに関して執行部会からの確認を要求したものの。	規則どおり5年の時間枠を維持することとされた。
	リスク分析関連事項	報告	リスク分析に関する事項は、他の部会により十分カバーされていること等の報告。	リスク分析のガイドラインの必要性についての本部会の決定が確認された。
食肉衛生部	リスクに基づくと畜検査手順に係る付属書素案	作業中止	第10回食肉衛生部会（本年2月開催）において、単独で改定作業を行うのではなく、食肉衛生規格案の別添として添付することで合意されたもの。	特段の議論なく、作業中止が承認された。

会	食肉衛生管理に関する手順の微生物学的検証に係る付属書素案	"	"	特段の議論なく、作業中止が承認された。
	リスク分析	報告	本部会として、リスク分析関係の作業について、一般原則本部会や関係する部会での議論により、適切な助言が得られるとしたことについての報告。	リスク分析のガイドラインの必要性についての本部会の決定が確認された。
魚類・水産製品部会	塩蔵大西洋ニシン・塩蔵ニシン類小魚の規格案	ステップ 8	大西洋ニシン及びニシン類小魚の塩蔵品に係る規格であり、加工工程における加塩及び保存温度等を定義している規格。	ヒスタミンの最大基準値が 2 つ存在することについて疑義が出されたが、現行案通り採択された。
	魚類・水産製品証明書(衛生証明書)モデル案	"	食品輸出入検査・認証システム部会の「一般的な公的証明書の様式とその作成及び発行に関するガイドライン」を参考とし、HACCP 方式管理を前提とした証明書のモデル案。	今次総会において採択された T/PT の定義との整合性に配慮した上で、採択された。
	急速凍結ロブスター規格修正案	"	ロブスターの範囲適用についての検討が行われ、チリ及びエルサルバドルが提案してきた squat lobster 3 種 (<i>Cervimunida johnii</i> , <i>Pleuroncodes monodon</i> , <i>Pleuroncodes planipes</i>) が新たに追加。	中国と南アフリカから規格の中に freshwater crayfish を含むよう提案があり、総会は、魚類・水産製品部会でこの件を検討することに同意し、現行案どおり採択された。
	魚類・水産製品取扱規範案(養殖及び冷凍衣つき水産製品)	ステップ 5/8	全品目共通部分(適用範囲、定義、一般的衛生管理事項、一般的留意事項、HACCP 原則等)、品目別記述、品目別必須品質要件で構成された魚類及び水産製品についての規範。このうち、「第 2 章 定義」のうち「2.2 養殖」及び「2.6 冷凍衣つき水産製品」と、「第 6 章 養殖生産」が総会に諮られたもの。	冷凍フライ製品については、ステップ 5/8 で採択された。 養殖については、タイ及びインドから更に検討の必要があり、通常のステップ手続きを適用することが提案され、養殖についてはステップ 5 で採択し、通常のステップの手順により議論されることとなった。

	タラ科の塩蔵及び塩干魚規格修正案	ステップ5	塩蔵及び塩干魚の製品規格のサンプリング及び分析規定についての修正案。	特段の議論なく採択された。
	イワシ及びイワシ類製品缶詰の規格修正素案	作業中止	第26回総会(ステップ8)において、新しい魚種をサーデインに含めるか否かコンセンサスが得られなかったことから、部会においてステップ3で再検討することとなり、第26回魚類・水産製品部会(昨年10月開催)が、作業を中止すべきか否かについて執行委員会に結論を委ねたもの。	チリを始めとする、新しい魚種を規格の中にも含めるべきであるとし、作業中止に反対するグループと、モロッコを始めとする、新しい魚種を規格に含めることは、規格で規定されている製品の本質に混乱を生じるとして作業中止を支持するグループの意見が対立し、コンセンサスが得られず、魚類・水産製品部会へ差し戻すこととされた。
	魚類・水産製品証明書(衛生証明書以外の証明書)モデル素案	"	衛生証明書モデル案に係る枠組みの中で、特定の状況下における追加的な証明書の必要性について取り組まれていることから、本モデル案の策定のさらなる作業は必要ないことが合意されたもの。	特段の議論なく、作業中止が承認された。
	捕食性魚類リストの策定	"	捕食性魚類の分類が困難なことから作業停止状態となっていたが、第53回執行委員会(昨年2月開催)において、リストの策定については正式に作業中止が合意されたもの。	特段の議論なく、作業中止が承認された。
生鮮果実・野菜部会	オレンジの規格案	ステップ8	完熟度の規準、品質、サイズ、表示、汚染物質、衛生に関する規定等からなる規格案。	現行案どおり採択された。
	トマトの規格案	ステップ5	品質による分類、サイズ、色、分類・サイズごとにその必要条件を満たさないものの許容量、表示、汚染物質、衛生に関する規定等からなる規格案。	採択された。提出された技術的なコメントについて次回の生鮮果実・野菜部会で検討することとした。

	熱帯果実及び野菜の包装及び輸送の国際規範（既存規範の改定）	承認	第 11 回生鮮果実・野菜部会（昨年 9 月開催）において、上記実施規範から“tropical”を全て削除することを総会に諮ったもの。	特段の議論がなく、提案された改定は承認された。
動物用飼料特別部会	適正動物飼養実施規範（規定 11、12、13 以外については第 26 回総会において、ステップ 8 のまま留め置かれ、飼料添加物の定義及び規定 11、12、13 については第 5 回動物飼料特別部会においてステップ 8 で総会に諮られることが決定）	ステップ 8	農場における適性動物飼養基準及び食用動物用飼料の原材料調達、取扱い、保管、加工及び流通の各過程における適正製造基準（GMP）等を定めるもの。また、動物用飼料特別部会での規定 11、12、13 の検討を待つため、第 26 回総会において、その他の規定についてはステップ 8 で留め置かれていたもの。	原案どおり採択された。 なお、動物用飼料特別部会の議長（デンマーク）が、定義の解釈について、抗菌性物質が飼料添加物に含まれないと述べたのに対し、これが議長の私的見解に過ぎないことを明確にするよう総会報告書案を修正した。
	動物用飼料に関する今後の活動	新規プロジェクトの提案（新特別部会の設置に係る提案書の提出）	飼料及び飼料原材料加工における HACCP システムの適用や有害物質の最少量化等について検討すべきとの意思があり、動物用飼料に関する議題について検討するため、新部会を立ち上げようとするもの。	回覧文書により意見を求め、来年の総会で特別部会の設置と追加的な作業が必要なかどうかを決定することとなった。
アジア地域調整部	朝鮮人参製品の規格	新規作業	朝鮮人参（ジンセン）の根を乾燥させた製品、その粉末及びジンセンの成分を含む製品の規格の策定。	新規作業として承認された。ステップ 5 での採択の際、アジア地域の規格にするか、世界規模の規格にするか決定することとなった。 我が国からは、朝鮮人参に関する規格設定にあたっては、あくまでも食品として対応することが肝要である旨発言を行った。

会	味噌の規格	"	大豆を発酵させて作る味噌の規格の策定。	新規作業として承認された。ステップ5での採択の際、アジア地域の規格にするか、世界規模の規格にするか決定することとなった。
	コチュジャンの規格	"	唐辛子を含む辛子味噌の規格の策定。	"